

売買単価契約書

下記物件の売買について売払人 長崎県五島振興局長 入口 健治（以下「甲」という。）と買受人（以下「乙」という。）は、別添の条項により契約を締結する。

1. 樹種、規格、単価等

※下記単価は消費税及び地方消費税を含む。

樹 種	規 格 (m)	径 級 (cm)	単 位	単 価	備 考
ヒノキ	3	16～	1 m ³	円	直・小曲
	4	16～	1 m ³	円	直・小曲
	上記規格以外※2		1 m ³	円	C材
スギ※1	3	16～	1 m ³	円	直・小曲
	4	16～	1 m ³	円	直・小曲
	上記規格以外※2		1 m ³	円	C材

※1 スギ材には、黒芯材を含む。

※2 矢高 5cm を超えるもの、形質不良、大きなキズ材等を含む。

2. 物件名 7 県営林売第 1 号 長崎県県営林産物売払（単価契約）【幾久山カシクリヤ団地】

3. 契約期間 自 令和 7 年 月 日
至 令和 8 年 2 月 20 日

4. 物件所在地 五島市 玉之浦町 幾久山カシクリヤ（別紙「販売計画表」のとおり）

5. 契約保証金

本契約の証として本書 2 通を作成し、甲及び乙が記名押印のうえ、各自 1 通を保有する。

令和 7 年 月 日

売払人（甲）住 所 長崎県五島市福江町 7-1
氏 名 長崎県五島振興局長 入口 健治 ⑨
(T 1800020002258 長崎県農林部林政課長崎県県営林特別会計)

買受人（乙）住 所
氏 名 ⑨

第1条 甲は、頭書の物件について別紙1「販売計画表」に基づき納入する。予定材積は、甲乙協議のもとに変更することができる。

第2条 乙は、毎月末締めで受領した数量に契約単価を乗じた金額及びその金額に賦課される消費税及び地方消費税の額を、甲が別途発行する納入通知書により、納入通知の日から15日以内に支払わなければならない。

第3条 甲は、乙が前条に定める代金の納付を遅延した場合は、その未納部分の代金に対し、遅延日数に応じ、契約締結日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項に規定する財務大臣が決定する率（以下「財務大臣が決定する率」という。）で計算した額の遅延利息を徴収する。

第4条 頭書の物件の所有権は、第2条に定める代金（前条に定める遅延利息を含む。）の納付後、甲から乙に移転し、頭書の物件の引き渡しについても行ったものとする。

第5条 甲又は乙は、予定材積及び契約単価について、概ね3ヶ月ごとに、販売計画表を提示し、契約単価変更の協議を申し込むことができる。

2 甲又は乙は、前項の申し込みを受けた場合は、すみやかに協議に応じなければならない。

第6条 乙は、現地確認前に売払物件を処分しようとするときは、あらかじめ甲の承認を受けなければならない。

第7条 頭書の物件の現地確認は、契約日から15日以内に頭書の物件所在地において双方立会の上行うものとする。

2 乙が確認に立会わず又は立会うことができないときは、甲が現地確認の通知をしたことにより確認したものとする。

3 乙は、前項までの規定により現地を確認したときは、甲に別紙2「現地確認書」を提出しなければならない。

第8条 乙は、頭書の物件の現地確認後、搬出未済の物件を他人に譲渡しようとするときは、当該物件について乙が甲に対して有する権利義務は、譲受人が継承する旨を記載した書面に乙と連署して、甲に届けなければならない。

2 前項の場合に乙は、譲渡人と連帯してその責に任ずるものとする。

3 第1項の届け出がないときは、その譲渡をもって甲に対抗することができない。

第9条 頭書の物件の搬出期限は、令和8年2月20日までとする。

頭書の物件は、この期限までに県営林地外に搬出しなければならない。

2 乙は、その責に帰すことができない事由により前項の搬出期間内に搬出を完了することができないときは、その理由を明示した書面により甲に搬出期間の延長変更を請求することができる。

3 物件の搬出は、現地確認後、随時可能とする。

4 乙は、頭書の物件を受領したときは、月末締め毎に、甲に各団地の別紙3「産物受領書」を、受領材積が確認できる証拠書類を添付して提出しなければならない。

第10条 乙の責に帰すべき事由により期間内に搬出を完了することができないときは、甲は、乙からの書面による申し出により、遅延金を徴収することを条件に期限の延長を承認することができる。

2 前項に規定する延滞金の額は、遅延日数に応じ、代金に対し契約締結日における財務大臣が決定する率で計算した額とする。

3 前項に規定する延滞金の納付は、甲が別途発行する納入通知書により指定された期日までに甲に納付しなければならない。

第11条 乙は、各団地又は物件ごとに、物件の搬出が終了したときは、遅滞なく別紙4「搬出済届」を甲に提出し、検査を受けなければならない。搬出済届を提出したとき又は搬出期間が満了したときは、搬出未済の物件は、甲に帰属する。

2 甲は、搬出済届を受領したときは、その日から10日以内に搬出済跡地検査を行い、完了と認め

る場合は、別紙5「搬出完了確認書」により乙に通知するものとする。

第12条 乙は売払物件の搬出にあたり、売払物件以外の立木又は林地若しくは甲の施設に損害を与えたときは、直ちに甲に申し出てその指示に従い賠償の責を負うものとする。

その行為が乙の使用人又は請負人の行為であっても同様とする。

2 乙において伐採する必要がある場合は、当該支障木の処置につきあらかじめ書面により申し出て、甲の指示を受けなければならない。

第13条 乙は、前条第2項により甲の承認を受けた支障木については、甲の決定価格で買いとるものとする。

その他誤伐木に対しても同様とし、この場合甲は賠償金相当額を加算する。

第14条 甲は、民法及び本契約の他の条項に関わらず、引き渡された物件の種類、品質又は数量に関し、一切の担保責任を負わない。ただし、甲が知りながら通知しなかった事実については、この限りではない。

第15条 本契約締結後において、甲の責に帰さない事故及び天災その他不可抗力によって頭書の物件に損害若しくは異動又は隠された瑕疵があっても乙は、異議をのべないものとする。

第16条 頭書の物件に関し、甲の責に帰すべき事由以外の事由により、第三者に損害を与えた場合は、乙がその責を負うものとする。

第17条 乙は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

1 頭書の物件の搬出前に、物件の内容を確認し、誤って売払物件以外を搬出しないよう注意しなければならない。

2 乙において物件搬出に際し搬出路開設等について県営林地を使用するときは、あらかじめ甲の承認を受けなければならない。

3 乙が設けた県営林地内の設備は、その使用を終わり又は契約を解除したときは、甲の指定した期間内にこれを除去し、土地を原状に復しなければならない。

4 乙が前項までの規定に違反して甲に損害をあたえたときは、乙はその賠償の責を負うものとする。

第18条 乙は、甲から搬出済跡地検査に立会いを求められたときは、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

第19条 甲は、必要があると認めたときは、乙と協議のうえ契約の変更又は履行の中止をすることができる。

第20条 甲は、次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

(1) 乙が指定期限内に代金を納付しないとき。

(2) 乙に本契約に関する義務履行の意思がないと認められたとき。

2 乙は前項の規定により契約が解除されたときは、代金の100分の10に相当する額を違約金として甲の指定した期限までに納付しなければならない。

第21条 乙が搬出に際し、県営林地外の施設（公道敷、公共施設のほか公共のものか否かを問わない）を使用する場合、乙は使用に要するすべてを自らの責任をもって行うものとし、甲はその使用に際し一切関知しない。

第22条 甲は、乙が長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱（平成22年9月13日施行）別表1に掲げる措置要件のいずれかに該当すると認められた場合、催告その他の手続きを要することなく、この契約を即時解除することができる。

2 甲が、前項の規定により、この契約を解除した場合には、甲はこれによる乙の損害を賠償する責を負わない。

3 第1項の規定により契約が解除された場合は、乙は代金の100分の10に相当する額を違約金として甲に支払うものとする。

第 23 条 甲は、第 4 条の定めにより頭書の物件全ての所有権が甲から乙に移転した後、遅滞なく頭書に定める契約保証金を乙に還付する。

2 この契約保証金は、代金が完納となるときに代金に充当することができる。

3 甲が、第 20 条第 1 項又は第 22 条第 1 項の定めにより契約を解除した場合において、契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、甲は、当該保証金又は担保をもって同項の違約金に充当することができる。

第 24 条 この契約書に定めるもののほか、この契約の履行について必要な事項は、県営林産物売払規則（昭和 41 年長崎県規則第 30 号）及び長崎県財務規則（昭和 39 年長崎県規則第 23 号）の定めるところによるものとし、この規則及びこの契約書に定めのない事項で約定する必要があるとき、又はこの契約に疑義が生じたときは、必要に応じて甲乙双方協議のうえ定める。